

(参考資料 3)

第 2 回食品の表示制度に関する懇談会

参考資料 (農林水産省関係)

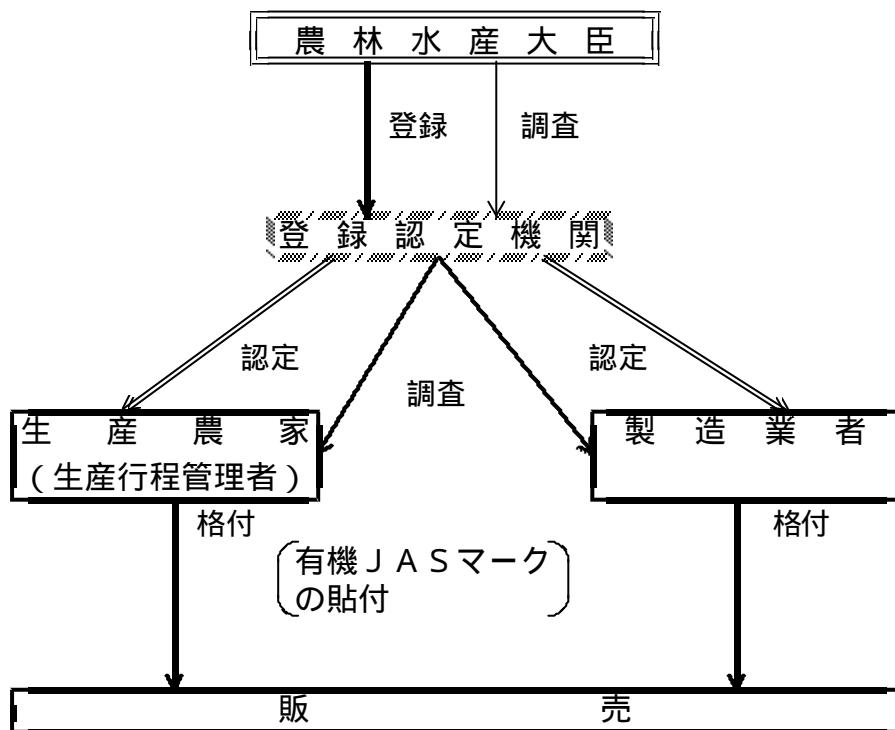
1 . 有機食品の表示規制について	• • 1
2 . 牛肉の表示方法について	• • 2
3 . 加工食品の原料原産地表示について	• • 4
4 . 品質表示基準一覧	• • 5
5 . 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 19 条の 8 の規定に基づいて定められた飲食料品等の品質表示基準の違反に係る 同法第 19 条の 9 の指示及び公表の指針	• • 8

平成 14 年 6 月 28 日
農林水産省

1. 有機食品の表示規制について

有機農産物及び有機農産物加工食品については、その日本農林規格を満たすものとして、第三者機関の認証による格付の表示（有機JASマーク）が付されたものでなければ、「有機」、「オーガニック」又はこれと紛らわしい表示をすることはできないこととされている（平成13年4月1日から施行）。

【日本農林規格の認証の仕組み】



【有機JASマーク】



2. 牛肉の表示方法について

(1) 国産牛肉、輸入牛肉の表示方法 (JAS法、義務表示)

畜産物（牛肉）については、名称と原産地の表示が必要。[生鮮食品品質表示基準]

「国産牛肉」・「原産地（＝主たる飼養地）が国産である牛肉」

ただし、生体を輸入した日から3ヶ月を超えてと畜、生産した牛肉を含む。 ～国産である旨を記載

「輸入牛肉」・「原産地（＝主たる飼養地）が外国産である牛肉」

ただし、生体を輸入した日から3ヶ月以内にと畜、生産したもの を含む。 ～原産国名を記載

（「国産牛肉」とは原産地表示であり、和牛に限らず乳用牛、交雑種牛等でも表示される。）

（表示例）

国産牛もも肉

米国産牛もも肉

(2) 和牛表示（公正競争規約等、任意表示）

「和牛」・黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種の4品種の肉のみ。

これ以外の牛の肉を「和牛」と表示すると、不当表示に該当。[食肉の表示に関する公正競争規約施行規則]

（「和牛」は品種名であり、外国で飼養した上記4品種の肉であっても、「和牛」表示は可能。）

（表示例）

国産和牛もも肉

豪州産和牛もも肉

(3) 銘柄牛表示（任意表示）

銘柄牛は、他の牛肉との差別化による有利販売を図る観点から、生産者団体等が任意に表示しており、その定義は生産者団体が必要に応じて自主的ルールにより定めている。（ルールが定められていない銘柄牛もある。）

また、大部分の銘柄牛が地名を冠した名称となっているが、銘柄に冠した地名が主たる飼養地と一致しない場合がある。

このため、銘柄牛の場合、主たる飼養地と銘柄に表示している産地が一致している場合には、改めて産地の表示を行う必要はないが、主たる飼養地と銘柄に冠した地名が一致しない場合には、消費者の誤認を防止する観点から「　　県産」等の主たる飼養地を表示する必要がある。

（ 食肉に関する公正競争規約施行規則では、国産品であって「松坂牛」、「神戸牛」、「近江牛」等食肉の産地を表示しているものにあっては、国産である旨の記載を省略することができることとされているが、それぞれの銘柄牛についての定義は規定されていない。）

（表示例）

×牛もも肉（A県産）

（ ×地域以外の地域（この場合A
県）を主たる飼養地とする場合）

3. 加工食品の原料原産地表示について

(1) 原料原産地表示の実施状況

加工食品の原料原産地については、消費者に加工食品の品質や原材料についての情報を提供する観点から、JAS法に基づく義務表示の対象とすることについて、個別品目ごとに検討を進めてきた。

現在までに、以下の品目について品質表示基準が制定（改正）され、原料原産地表示が義務づけられている。

	品質表示基準が義務化された日
農産物漬物 (うち 梅干し、らっきょう漬け)	平成14年4月1日 (平成13年10月1日)
塩蔵さば 塩干あじ、さば うなぎ蒲焼き 塩蔵・乾燥わかめ	平成14年2月1日
かつお削りぶし	平成14年6月1日

（このほか、野菜冷凍食品について、検討が進められている。）

(2) 表示方法（例）

○梅干しの表示例（中国産の梅を原料に国内で製造した場合）

名 称 調味梅干	※※※ が原料原産地
原 材 料 名 梅、漬け原材料（食塩、醸造酢、砂糖） 調味料（アミノ酸等）	表示
原 料 原 産 地 名 中国（梅）	
内 容 量 120g	
賞 味 期 限 平成14年2月20日	
保 存 方 法 10℃以下で保存すること	
製 造 者 食品株式会社 東京都千代田区〇〇〇	

4. 品質表示基準一覧

JAS法第19条の8第1項に基づく基準（いわゆる「横断品表」）

基 準	
1	加工食品
2	生鮮食品
3	遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準

JAS法第19条の8第2項に基づく基準（いわゆる「個別品表」）

	基 準	備 考
1	玄米及び精米	横断品
2	水産物	表関係
3	野菜缶詰及び野菜瓶詰	
4	トマト加工品	
5	乾しいたけ	
6	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	
7	乾燥マッシュポテト	
8	果実缶詰及び果実瓶詰	
9	ジャム類	
10	さくらんぼ砂糖漬け	
11	乾めん類	
12	手延べそうめん類	
13	即席めん類	JAS
14	生タイプ即席めん	規格関係
15	マカロニ類	
16	パン類	
17	凍豆腐	
18	果糖	
19	ハム類	
20	プレスハム	
21	混合プレスハム	
22	ソーセージ	
23	混合ソーセージ	
24	ベーコン類	
25	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	
26	アイスクリーム	
27	煮干魚類及び煮干魚類粉末	
28	特殊包装かまぼこ類	
29	風味かまぼこ	
30	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	
31	削りぶし	
32	うに加工品	
33	うにあえもの	
34	乾燥わかめ	
35	塩蔵わかめ	
36	みそ	
37	しょうゆ	
38	ウスターソース類	JAS
39	ドレッシング	規格関係
40	食酢	
41	風味調味料	
42	めん類等用つゆ	
43	乾燥スープ	
44	食用植物油脂	
45	精製ラード	
46	ショートニング	
47	マーガリン類	
48	調理冷凍食品	
49	チルドハンバーグステーキ	
50	チルドミートボール	
51	チルドぎょうざ類	
52	レトルトパウチ食品	
53	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	
54	炭酸飲料	
55	果実飲料	
56	豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料	
57	農産物漬物	
58	塩干魚類	原料原
59	塩蔵魚類	産地表
60	うなぎ加工品	示関係

(参考) レトルトパウチ食品品質表示基準の概要(代表例を抜粋)

第1条(適用の範囲) 略

第2条(定義)

カレー、パスタソース等17品目について定義。

第3条(一括表示事項)

レトルトパウチ食品にあっては、加工食品品質表示基準に掲げるもののか、殺菌方法を表示することを規定。

第4条(表示の方法)

名称、原材料名、内容量及び前条第1項の殺菌方法の表示方法を規定。併せて、一括表示への記載順を規定。

(規定されている表示方法の例)

■名称

カレー

「カレー」(野菜を原材料として使用したカレーであって、食肉鳥卵及びその加工品並びに魚肉を使用していないものにあっては、「野菜カレー」と記載すること。

パスタソース

「パスタソース」と記載すること。ただし、食肉を原材料として使用したものであって臓器及び可食部分、魚肉並びに肉様植たんを使用していないものにあっては、「ミートソース」と記載すること。(以下略)

■原材料名

食肉油漬又は魚肉油漬であって、使用する糖類が2種類以上であり、その糖類の合計重量が調味液の重量の100分の1に満たない場合には、「糖類」と記載することができる。(以下略)

■殺菌方法

「気密性容器に密封し、加圧加熱殺菌」等と記載すること。

■内容量(例)

ソースを加えたものにあっては、内容重量及びソースを除いた固形量を記載すること。

第5条（その他の表示事項及びその表示の方法）

一括表示事項以外の表示義務事項について、容器又は包装の見やすい箇所に、背景の色と対照的な色で、8ポイント以上の大きさの統一のとれた活字で記載することを規定。

（規定されているその他の義務表示事項の例）

- レトルトパウチ食品である旨、調理方法及び内容量。内容量は、「〇人前」と記載すること。

ただし、食肉味付、食肉油漬、魚肉味付又は魚肉油漬にあっては、内容量を省略することができる。

- 特定の原材料の重量に占める割合が、一定割合に満たないときは、その含有率

カレー：食肉等若しくはその加工品又は魚肉の割合が3%未満の場合

パスタソース：食肉又は魚肉の割合が6%未満の場合

ハンバーグステーキ：食肉の割合が40%未満の場合 等

第6条（表示禁止事項）（例）

- 2種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉等若しくはその加工品又は魚肉のうち特定の種類のものを特に強調する用語
- 肉様植たんを使用したものについて、原材料のすべてが食肉等又は魚肉であるかのように誤認させる用語
- 混ぜごはんのもとにあっては、まつたけの重量割合が10%に満たない場合「まつたけ」を強調する用語 等
- 「純」、「純正」その他純粹であることを示す用語

5. 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8の規定に基づいて定められた飲食料品等の品質表示基準の違反に係る同法第19条の9の指示及び公表の指針

平成14年6月
農林水産省

1 指示の指針

品質表示基準に違反している事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、指示を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も指示を行う。

(1) 品質表示基準に定められた表示事項が表示されていないが、違反事業者が直ちに改善する意思を示している場合
表示事項を表示するよう指導する。

(2) 品質表示基準に定められた遵守事項が遵守されていないが、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善する意思を示している場合

遵守事項を遵守するよう指導する。

2 公表の指針

(1) 指示をした場合には、原則として公表する。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に照らしても不開示と判断されるような例外的な場合があれば、公表しないこととする。

(2) 公表する事項は、以下の事項とする。

違反した事業者の氏名又は名称及び住所
違反事実
指示の内容

(3) なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指示を行わなくても公表((2)の及びの事項)する場合がある。